

# 島根県報

平成21年3月31日(金)

号外 第 6 2 号 (每週火·金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

	· <b>L</b>
<b>  </b>	717
<b>—</b>	<b>/</b> X

# 【訓令】

島根県職員服務規程の一部改正 職員の勤務時間に関する規程の一部改正

(人 事 課) 2

( " ) 2

訓 令

## 島根県訓令第6号

本 庁

地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

日 日 日 様式第2号中 時 時

Γ 日 日 日 時 時 時 分 分

に改め、同様式の俵の注意の3を

次のように改める。

3 累計欄は、年次有給休暇、慶弔休暇(妻の出産に限る。)及び特別休暇(職員の勤務時間に関する規則第3条 第12号又は14号に限る。)について累計すること。

様式第3号の8及び様式第3号の9中「週

時間勤務」を「週

時間 分勤務」に改める。

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 島根県訓令第7号

本 庁

地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「45分」を「1時間」に改める。

第2条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

別表文化国際課の項中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改 め、同表消防防災課の項の次に次のように加える。

医療対策課

島根大学大学院医学系研究科規則(平成16年島大医学部規則第2号)別表第2 の(3)に規定する地域医療支援コーディネータ養成コースを受講している職員

	条例第3条第1項による。	
	同左	
	同左	
5	別表障害者福祉課の項を削り、同表東京事務所の項中	
I	月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後7時までとする。	
	同左	<b>č</b>
Γ		1
	月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後7時までとする。	h=7( .)
	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は1時間の休憩時間を勤務時間の中途 に置く。	に改め、
		J

同表隠岐支庁の項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表東部県民センター及び西部県民センターの項中「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表消費者センターの項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表美術館の項中「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表わかたけ学園の項中「所属長は、勤務時間が8時間の場合は45分、勤務時間が8時間を超える場合には1時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。」を「同左」に、「所属長は、勤務時間が8時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。」を「同左」に改め、同表水産技術センターの項を削り、同表松江高等技術校、出雲高等技術校、浜田高等技術校及び益田高等技術校の項中「訓練指導に従事する職員」を「全職員」に、「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表益田県土整備事務所の項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

### 附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。